

東京国際文化芸術祭実行委員会事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、東京国際文化芸術実行委員会規則第16条の規定に基づき、東京国際文化芸術実行委員会（以下「実行委員会」という。）における事務処理に必要な事項を定める。

(事務の取扱い)

第2条 実行委員会の事務は実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が取り扱い、この規定に基づき処理する。

(事務)

第3条 事務局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会等の会議の開催に関すること。
- (2) 実行委員会その他関係機関との連絡に関すること。
- (3) 会議資料等の作成及び保存に関すること。
- (4) 予算、決算及び財産の管理に関すること。
- (5) 財務処理、会計処理に関すること。
- (6) 実行委員会の事業執行のために必要な調査に関すること。
- (7) 実行委員会の事業計画案の策定に関すること。
- (8) 実行委員会の事業企画に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) その他、実行委員会の運営に必要となる事務の一切

(職 務)

第4条 事務局長は、委員長の承諾の上、事務局が所掌する事務（以下「事務局業務」という。）を第三者に委託することができる。

- 2 前項の場合、事務局長は、事務局業務の委託先における事務の遂行状況を管理する。
- 3 事務局次長は、事務局長とともに事務の遂行状況を管理するとともに、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはその職務を代行する。
- 4 事務局職員は、事務局長が指名する者をもって充てるものとし、上司の命を受け、事務に従事する。

(決定事案)

第5条 事務局長の決定すべき事案は、別表1のとおりとする。

- 2 事務局長又は事務局次長が不在のときには、事務局長又は事務局次長があらかじめ指定する者がその決定を代行する。

(事案の決定方式)

第6条 事案の決裁は、事案を記載した文書（別記第1号様式）（以下「起案文書」という。）に当該事案の決裁権者が署名又は押印する方式により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の取扱いを要する事案については、文書を作成することなく事案の決定をすることができる。この場合においては、事案の決定後、速やかに当該決定に係る文書を作成しなければならない。
- 3 軽易な事案の起案は、文書の余白に決裁欄等を設ける方法又は事務局長が当該事案の処理のためにあらかじめ定めた帳票を使用する方法によることができる。

(記号及び番号)

第7条 文書には記号及び番号を付さなければならない。

- 2 前項の記号は、收受又は作成した日の属する会計年度の数字及び「東国芸実委」とする。
- 3 第1項の番号は毎年4月1日に第1号から一連番号をつけ始め、翌年3月31日に終了するものとする。
- 4 前項に規定する番号は、文書番号簿（別記第2号様式）に記載しなければならない。

(文書取扱主任)

第8条 事務局に文書取扱主任を置く。

- 2 文書取扱主任は、事務局長が任命する。
- 3 文書取扱主任は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 文書の收受及び発送に関すること。
 - (2) 起案文書の審査に関すること。
 - (3) 文書の整理、保存、利用及び廃棄に関すること。
 - (4) 文書の処理の促進及び改善に関すること。
 - (5) その他文書の取扱いに関すること。

(文書の收受)

第9条 文書の收受に当たっては、軽易なものを除き、收受印を押し、文書收受

簿（別記第 3 号様式）に記載しなければならない。

（文書の取扱い）

第 10 条 処理済の文書は、必要に応じて利用することができるように、所定の場所に整理し、保存する。

2 文書の保存期間は原則 5 年とする。ただし、軽易なものは 1 年とすることができる。

3 文書は、事務局職員以外の者に閲覧、又は複写させてはならない。ただし、事務局長の許可を受けたときは、この限りではない。

4 文書は、事務所外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ事務局長の許可を受けたときは、この限りではない。

（文書の浄書及び発送）

第 11 条 浄書した文書は、起案文書と照合の上、必要に応じ、第 12 条に定める印章を押印し、発送を要するものは、その手続きをしなければならない。

（実行委員会印）

第 12 条 実行委員会で使用する実行委員会印の名称及び寸法は、別表 2 のとおりとする。

2 前項に定める印の調製、改刻及び廃止は、事務局長がこれを行う。

（実行委員会印管理者）

第 13 条 前条第 1 項に定める印の管理者は、事務局次長とする。

（実行委員会印の管理）

第 14 条 第 12 条第 1 項に定める印は、実行委員会印管理者の許可を受けた場合のほか、事務所外に持ち出してはならない。

（実行委員会印台帳）

第 15 条 実行委員会印管理者は、実行委員会印台帳（別記第 4 号様式）を備え、整理しなければならない。

2 実行委員会印管理者は、第 12 条第 2 項の規定により印を調製、改刻又は廃止したときは、前項の台帳に必要な事項を記入しなければならない。

（実行委員会印押印上の注意）

第 16 条 実行委員会印の押印を求めようとする者は、実行委員会印使用簿（別

記第5号様式)に必要な事項を記入し、押印しようとする文書その他の物に決定済みの起案文書を添え、実行委員会印管理者の照合を受けなければならない。

(情報公開)

第17条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。

(個人情報の取扱い)

第18条 実行委員会の個人情報の取扱いについては、東京都の例による。

(補則)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項又はこの規程に定めがない事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月24日から施行する。

別表1(第5条関連)

(事務局の一般事務)

項 目	
1 事務処理の基準、要綱等の制定改廃に関する事務	
	基準、要綱等の制定及び廃止
	基準、要綱等の改正
2 照会、回覧、届出、通達、報告、通知、依頼等に関する事務	
3 予算に関する事務	
	(1) 予算案の作成に関する事務
	(2) 予算の執行計画に関する事務
4 収入に関する事務	
5 支出の決定に関する事務	
6 契約に関する事務	
	(1) 請負及び委託による事業に関すること
	(2) 物件の買入れ等に関すること
7 決算に関する事務	
	決算書等の作成に関する事務

別表 2（第 1 2 条関連）

名称	寸法	書体	ひな形
東京国際文化芸術祭 実行委員会委員長之 印	方24ミリメートル	てん書	東京国際文化芸術祭 実行委員会委員長之 印
東京国際文化芸術祭 実行委員会事務局長 之印	同上	同上	東京国際文化芸術祭 実行委員会事務局長 之印

別記第 1 号様式（第 6 条関係）										保存期間		5 年	
文書記号・番号			東国芸実委第 号					処 理 経 過	施 行		令和 年 月 日		
文 取 書 扱 の い				回 上 付 の ・ 注 施 意 行					決 定		令和 年 月 日		
									施行予定		令和 年 月 日		
									起 案		令和 年 月 日		
先方の文書		年 月 日 第 号					収 受		令和 年 月 日				
宛 先					発信者名					公印照合・押印		発 送	
決 定 権 者	委		局		次		件 名						
起 案	東京国際文化芸術祭 起案者 事務担当者 実行委員会						審 査	文 書 取 扱 主 任					
	事 務 局												
審 議	事 務 局 長				事 務 局 次 長				関 与 者				
協 議													
決定後供覧													

別記第2号様式（第7条関連）

文書番号簿

(東国芸実委)

年度

[illegible]

別記第3号様式(第9条関連)

文書收受簿

年度

[illegible]

別記第 4 号様式（第 1 5 条関連）

実 行 委 員 会 印 台 帳

印 影	印の名称	
	寸 法	
	用 途	
	調製年月日	年 月 日 印
	使用開始年月日	年 月 日 印
	改刻年月日	年 月 日 印
	廃止年月日	年 月 日 印

実行委員会印使用簿

管理者	月 日	文書番号	種類	部数	担当者	押印者
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			
		東国芸 実委第 号	・ 委員長印 ・ 事務局長印			